

第 19 回一般原則部会

日 時：2003 年 11 月 17 日（月）～2003 年 11 月 21 日（金）

場 所：パリ（フランス）

仮 議 題

項目	題 目	確認文書
	会議の開催	
1	議題の採択	GX/GP 03/19/1
2	コーデックス総会によるコーデックスの FAO/WHO 共同評価及びその他の食品規格におけ る FAO と WHO の業務を含む事項の審査	GX/GP 03/19/2
3	a) 執行委員会の構成及び機能を含む手続き規 則の修正案	GX/GP 03/19/3
	b) Rule VII. 5 のための修正案	GX/GP 03/19/3-Add. 1
	c) 執行委員会におけるオブザーバー資格につ いての考察	GX/GP 03/19/3-Add. 2
4	規格管理のための行程（重要評価を含む）：	
	a) 業務優先順位確立のための規格の修正	GX/GP 03/19/4
	b) 規格管理のための行程（綿密な手続きの再 検討を含む）	GX/GP 03/19/4-Add. 1
5	コーデックス総会の活動における国際非政府 組織の参加に関する原則の再検討	GX/GP 03/19/5
6	コーデックス委員会のためのガイドラインの 再検討	
	a) ホスト国へのアドバイス（議長選出のため の規格を含む）	GX/GP 03/19/6
	b) 委員会の運営	GX/GP 03/19/6-Add. 1
7	規格の発展を促進するその他の提案（規格管理 行程以外）：コーデックス委員会及びその他の 補足文書のためのガイドラインの再検討	GX/GP 03/19/7
8	その他の業務、今後の活動及び次回会合の日程	
9	報告書の採択	

codex alimentarius commission



FOOD AND AGRICULTURE
ORGANIZATION
OF THE UNITED NATIONS

WORLD
HEALTH
ORGANIZATION



JOINT OFFICE: Viale delle Terme di Caracalla 00100 ROME Tel: 39 06 57051 www.codexalimentarius.net Email: codex@fao.org Facsimile: 39 06 5705 4593

Agenda Item 1

CX/GP 03/19/1

JOINT FAO/WHO FOOD STANDARDS PROGRAMME CODEX COMMITTEE ON GENERAL PRINCIPLES

Nineteenth (Extraordinary) Session
Paris, France, 17 - 21 November 2003

To be held at the Centre International de Conférences BERCY, 139 rue de Bercy, 75012 Paris
from Monday 17 November 2003 at 10.00 to Friday 21 November 2003

PROVISIONAL AGENDA

Agenda Item	Subject Matter	Document Identification
	Opening of the Session	
1.	Adoption of the Agenda	CX/GP 03/19/1
2.	Matters Referred by the Codex Alimentarius Commission, including the Joint FAO/WHO Evaluation of the Codex Alimentarius and Other FAO and WHO Work on Food Standards	CX/GP 03/19/2
3.	a) Proposed Amendments to the Rules of Procedure, including the Structure and Functions of the Executive Committee	CX/GP 03/19/3
	b) Proposed Amendment to Rule VII.5	CX/GP 03/19/3-Add.1
	c) Consideration of the Status of Observers in the Executive Committee	CX/GP 03/19/3-Add.2
4.	Processes for Standards Management (including the Critical Review):	
	a) Revision of the Criteria for the Establishment of Work Priorities	CX/GP 03/19/4
	b) Processes for Standards Management (including the review of the Elaboration Procedures)	CX/GP 03/19/4-Add.1
5.	Review of the Principles concerning the Participation of International Non-Governmental Organizations in the Work of the Codex Alimentarius Commission	CX/GP 03/19/5
6.	Review of the Guidelines for Codex Committees	
	a) advice to host countries (including criteria for the selection of chairpersons)	CX/GP 03/19/6
	b) conduct of meetings	CX/GP 03/19/6-Add.1

7. Other proposals to facilitate standard development (other than Standard management Process): Review of the Guidelines for Codex Committees and other additional text CX/GP 03/19/7
8. Other Business, Future Work and Date and Place of Next Session
9. Adoption of the Report

Note: Delegates are kindly requested to bring with them to the meeting all documents which have been distributed, as the number of additional copies which can be made available at the meeting is limited.

第19回一般原則部会における検討課題

1 執行委員会の機能・構造及び執行委員会におけるオブザーバー参加資格《議題3(a)、(c)》

現行の執行委員会の構成は、以下のとおりとなっている。

- ① メンバー 議長、副議長及び7地域から選ばれたメンバー国の代表
(1カ国から2人以上がメンバーになることはできない)
- ② オブザーバー 6地域調整国
- ③ アドバイザー ①のそれぞれのメンバー国が認める国
(1カ国から1人、2カ国まで)

先の総会で、6地域調整国がメンバーとなることが決定。

また、執行委員会のメンバーとなっていない加盟国、国際政府機関及び国際非政府機関(INGO)がオブザーバーとして参加することに多くの国が賛成。

今回の一般原則部会では、

- (1) オブザーバーとしての加盟国の数を制限するか、すべての加盟国を認めるか。
- (2) INGOについては、世界食料サミット等の例にならぬ、出席者数を制限し、INGO間で協議して出席する代表者を決定するか(コメント提出等は、すべてのINGOに認められる)。

等について、議論されることとされている。

〈我が国の基本的考え方(案)〉

- ① 透明性を高めるという趣旨から、加盟国については、すべての加盟国のオブザーバー参加を認めることとすべきである。なお、すべてのオブザーバーに発言権を認めない場合、総会や部会でのオブザーバーと異なる立場のオブザーバーとなり、混乱を生じる恐れがある。
- ② INGOについては、コーデックスの親組織であるFAOやWHOの例に準ずることには整合性がある。発言権については①と同様に熟慮が必要。
- ③ 発言者が増える事によって執行委員会における円滑な審議が妨げられないような配慮は不可欠である。

2 国際非政府組織(INGO)のオブザーバー参加手続《議題3(b)、議題5》

(1) INGOの資格認定手続

INGOは、現行では、コーデックス事務局を通じてFAO/WHOの事務局長による資格認定を得ることとされているが、執行委員会(又は総会)の資格認定を得ることとすべきとの考え方があり、以下の3つの選択肢について検討される。

- ① 現行どおり(ただし、資格認定拒否の場合のアピール規定を盛り込むことも考えられる。)
- ② 執行委員会(又は総会)に資格認定権限を与える。(ただし、FAO、WHO

の制度上困難)

- ③ 執行委員会にFAO/WHO事務局長の資格認定に対する勧告権限を与える。

〈我が国の基本的考え方(案)〉

INGOの資格認定の透明性を確保する観点から、議論をよく踏まえて、対処することとする。

(2) INGOの参加に関する原則の改訂案

次の3点を中心に議論される。

- ① INGOの中には、参加者、活動範囲等が2カ国のみというものもあり、真に国際NGOといえるか疑問な組織があるが、現行では基準が曖昧で排除できない。このため、例えば少なくとも4～5カ国で活動している等基準を強化するか、事務局長の審査権限を明確に強化する。
- ② コーデックスに参加することのみを目的として形式的に設立されたのではないと思われるような組織を排除するため、数年間の実質的活動実績を要件とする。
- ③ 上部組織がオブザーバー資格を有する部会については、下部組織は通常資格を認められないとされているが、下部組織が資格を有している部会に上部組織が資格認定申請を行う場合の手続が明確でなく、このような場合の取扱いを明確化する。

〈我が国の基本的考え方(案)〉

- ①及び②については、基本的に事務局提案の考え方に沿って議論を進める。
- ③については、上部組織が参加する場合には下部組織は資格を失うこととすることを明確化するべきである。

3 規格管理に係る工程《議題4》 別紙

4 コーデックス委員会のためのガイドライン等の見直し《議題6》

- (1) 議長指名基準案
 - (2) コーデックス部会・特別部会の主催国政府に対するガイドライン案
 - (3) コーデックス部会・特別部会の会議開催に関するガイドライン案
 - (4) コーデックス部会・特別部会の議長に対するガイドライン案
 - (5) 推進役(ファシリテーター)に関する基準等
 - (6) 電子メール方式及び物理的ワーキンググループに関するガイドライン案
- 等について議論されることとされている。

一般原則部会 議題4 規格運用に係る工程（作業の見直しを含む）

1 作業優先順位の確立に係る基準の修正

<経緯>

コーデックス委員会において行う作業について、第25回臨時総会及び第26回総会における優先順位づけに関する検討の結果、現行のコーデックス委員会規程第1条（資料6-(2) 1ページ参照）に記される責務をそのまま保持することとされた。

しかし、優先順位づけに関する評価の明白な判断材料である「作業優先順位の確立に係る基準」（資料6-(2) 9ページ参照）については、一般原則部会において見直すこととなった。

<事務局提案>

現行	提案
<p>ある部会がその委託事項の範囲内で、規格、実施規範又は関連文書の作成を提案する場合は、<u>作業の中期計画</u>において委員会が設定した優先順位、<u>委員会によって最近施行されている具体的な当該戦略計画</u>、及び適当な期限内に完遂できる見通しについて、まず考慮すべきである。</p> <p>基準 健康及び欺瞞的行為予防の見地からの消費者保護</p>	<p>ある部会がその委託事項の範囲内で、規格、実施規範又は関連文書の作成を提案する場合は、<u>戦略的計画</u>において委員会が設定した優先順位、<u>執行委員会が実施した作業の見直しの結果</u>、及び適当な期限内に完遂できる見通しについて、まず考慮すべきである。</p> <p>一般基準 <u>開発途上国における必要性を勘案し、健康及び食品安全、並びに欺瞞的行為予防の見地からの消費者保護</u></p>

<わが国の考え方（案）>

戦略的計画を立てコーデックス全体での優先順位を勘案しながら、基準策定を行っていくことは効率的・効果的である。

また、その計画を具現化させるためには、作業の見直しは重要であり、その役割を執行委員会が担うべきか否かは、議題3における議論によると考えられる。

健康及び食品安全、並びに欺瞞的行為予防の見地からの消費者保護を最優先する考え方には賛成であるが、具体的な優先順位はケースバイケースで判断されるべきである。

2 規格運用に係る工程（作成手続き作業の見直しを含む）

<経緯>

第26回総会において、戦略的及び規格運用機関として、執行委員会を現行どおり保持することが決定され、今後5年間から7年間にわたる戦略的計画を事務局と共に策定すべきであるとされた。

また同総会において、国際的水準としてのコーデックス規格の妥当性を保証するために、執行委員会が作業の見直しを行うことが決定された。

具体的には以下のとおりである。

- 総会での採択のために提出された規格案が、総会で設定された戦略的優先順位に合致すること
- 専門家による科学的な助言を勘案しつつ適切な期間内に進捗されること
- 規格策定の進捗が予想された期限と一致すること
- 部会段階で十分検討されたものであること
- 技術的及び法的に適正であること

<事務局提案>

○戦略的計画過程について

個々の規格作成提案に対して評価ができるよう戦略的計画には、「作業優先順位の確立に係る基準」を考慮し、幅広い優先分野を記載する。

戦略的計画は6年計画とし、2年ごとに更新する。

○作業の見直しについて

・新規作業実施への提案

作成の承認に先立って、各規格又は修正規格においては、規格の目的、その関連性、期限、対象とされる主要な側面、及び業務に必要と見込まれる期限を記した簡略な文書を策定することとする。なお、期限は通常5年間を超えないものとする。

個々の農薬又は動物用医薬品の最大残留基準値の修正、食品添加物の一般規格、食品中の汚染物質及び毒素の一般規格、食物分類システム及び国際的な番号制度の維持管理の施行決定については、当該部会によって決定され総会で承認された手続きに従うものとする。

作業の見直しには以下のものを含む。

- 「作業優先順位の確立に係る基準」、委員会の戦略的計画、及び独立したリスクアセスメントの支援作業を勘案した上での、規格の開発又は修正提案の検証
- 開発途上国での規格設定の必要性
- 部会及び特別部会の設置並びに解散についての助言
- 専門家による科学的助言の必要性、FAO、WHOあるいは他の適切な専門

機関による助言の有効性の評価

○規格作成の進捗の監視について

執行委員会は、指定された期限の終期に規格案の進捗状況を調査し、委員会にその結果を報告するものとする。

執行委員会は、期限の延長、作業の取消し、又は当初に作業が委任された部会以外の部会への当該作業の委任を提案することができる。

執行委員会が行う監視は、作業に要する期限、及び特に承認の必要がある規格の適用範囲の修正に対して行われる。

監視は、以下のものを含む。

- 規格作成過程を監視し、軌道修正を行うべき場合や、進展がないために作業を停止する場合の助言
- 委員会での採択のために提出される前に、部会からの規格案に関して、基礎的な文書やその他の国際的な法規制との一致、委員会の主要な決定との一致及び承認手続きの必要条件との適合性を確認した上での一般規格及び同様の文書との技術的整合性の検討

<わが国の考え方(案)>

作業を開始する前に、その見通し等を行うことについては、戦略的計画を確実に施行する上で必要な工程である。

円滑な規格の策定を考えれば5年間という期限設定も概ね妥当と考えられる。但し、内容によっては、期限の長短はありえるものとすべきである。

進捗状況を監視することも戦略的計画を確実に施行する上で重要な工程である。

手続きマニュアル Procedural Manual 13th edition について

コーデックス委員会規程 Statutes of the Codex Alimentarius Commission (仮訳)

第 1 条

コーデックス委員会は、下記第 5 条に従い、FAO/WHO 合同食品規格計画の遂行に関係するすべての事項について、国連食料農業機関 (FAO) と世界保健機関 (WHO) の事務局長に提案する責任があり、またそれら事務局長から諮問される。コーデックス委員会の目的は以下のとおり。

- (a) 消費者の健康を保護し、食品貿易における公正取引を保証する。
- (b) 国際的な政府間組織及び非政府組織によって行われるすべての食品規格作業の調整を促進する。
- (c) 適切な組織の支援により、優先順位を決定し、規格草案の作成を開始、指導する。
- (d) 上記 (c) に基づき作成されている規格を完成し、各国政府承認の後、上記 (b) に基づき他の機関により既に完成されている国際規格とともに、実行可能であればどこでも、地域的若しくは世界的な規格としてコーデックス委員会で公表する。
- (e) 進展に鑑みた適切な調査の後、公表済みの規格を修正する。

第 2 条

委員会への加盟資格は、国際食品規格に関心のある FAO 及び WHO のすべての加盟国並びに準加盟国に認められている。加盟国となることを希望することを FAO 又は WHO の事務局長に届け出た国々によって加盟国は構成される。

第 3 条

委員会の加盟国ではないが、委員会の活動に特別に関心を持つ FAO 若しくは WHO の加盟国又は準加盟国は、FAO 若しくは WHO のどちらかしかるべき事務局長に要望を連絡することにより、委員会及びその下部機関の会合や特別な会合にオブザーバーとして出席できる。

第 4 条

FAO もしくは WHO の加盟国又は準加盟国ではないものの国連に加盟している国が委員会の会合へオブザーバーとして参加したいという要望をすれば、各国のオブザーバー資格認可に関連する FAO と WHO の規約に従い、それらの国は招聘されるであろう。

第 5 条

委員会は FAO 総会及び WHO の適切な機関に対し、それぞれの事務局長を通して報告及び勧告を行わなければならない。すべての結論及び勧告を含む報告書の写しは、利用可能になれば直ちに、関心のある加盟国と国際組織に情報とし

て配布される。

第 6 条

委員会は、委員会の加盟国が所属する世界の様々な地理学的地域を十分に代表することを保証できるような構成の執行委員会を設置する。執行委員会は総会の会合から次の会合の間に、委員会の執行機関として活動する。

第 7 条

委員会は、必要な基金が利用可能であることを前提として、その職務達成のために必要とみなされるその他の下部組織を設置することができる。

第 8 条

委員会は、その手続き規則を採択し、修正することができるが、この規定は、FAO 及び WHO の手続きにより規定されている確認の必要に応じて、それら事務局長により承認されたとき、効力を発する。

第 9 条

委員会及び加盟国が議長国を引き受けた下部機関以外の下部機関の経費は、FAO の財務規定に従い、2 つの組織を代表して FAO が管理する FAO/WHO 合同食品規格計画の予算から負担される。FAO 及び WHO の事務局長は、計画のための経費の各組織の負担配分を共同で決定し、適当な統治機関による承認のために、各々の組織の通常予算に参入する歳出見積りを作成する。

第 10 条

委員会の加盟国が行う規格案準備作業のためのすべての経費（関連する会議、文書及び通訳の経費）は、委員会の勧告によるにしろ、無関係にしろ、関係国政府が支払う。しかしながら、承認済みの予算見積りの範囲内であれば、委員会に代わって加盟国政府が準備作業を行う経費の特定部分については、委員会の運営経費としてみなすよう、委員会は勧告することができる。

コーデックス委員会手続き規則 Rules of Procedure of the Codex Alimentarius Commission (抄訳)

第 I 規則 加盟資格

FAO/WHO 合同コーデックス委員会の加盟資格は、FAO 若しくは WHO のすべての加盟国及び準加盟国に認められている。

加盟国とみなされることを希望する旨を FAO 又は WHO の事務局長に通告した有資格国で委員会は構成される。

加盟国とみなされることを希望する旨を FAO 又は WHO の事務局長に通告した地域経済統合機関で委員会は構成される。

委員会の各加盟国は、委員会の各会議の開催前に、その代表団責任者及びその他の代表団構成員を FAO 又は WHO の事務局長に連絡する。

第 II 規則 加盟組織

(略)

第 III 規則 役員

委員会は、委員会加盟各国の代表団責任者、代表団責任者代理及び代表団助言者の中から、議長 1 名と副議長 3 名を選出する。

委員会は、地理学的地域若しくは委員会が特別に列挙した国家群に対して、その加盟国の中から調整委員を指名することができる。

第 IV 規則 執行委員会

執行委員会は委員会の議長及び副議長とともに委員会の通常会議で各地理学的地域（アフリカ、アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北アメリカ及び南西太平洋）から選ばれた 7 カ国の代表で構成される。1 カ国から複数名の代表が執行委員会の委員となってはならない。地理学的基準で選ばれた委員は、選ばれた委員会会議の終了後から連続した 2 回の通常会議終了まで任務につき、再選出の資格を持つが、2 期連続で務めた後は、次期期間中の任務につく権利を有しない。

執行委員会は、委員会の会議と会議の間に、執行期間として委員会の代理をつとめる。特に執行委員会は、委員会の一般的方向性や作業計画に関する提案を委員会に提出し、特別な問題を検討し、委員会が承認した計画の実施を支援する。また、委員会の次回会議での確認が重要であると考えられる場合、執行委員会は委員会の権利を行使することができる。

委員会の議長及び副議長は、それぞれ執行委員会の議長及び副議長となる。

執行委員会の会議は、必要に応じ、議長に相談の上で、FAO 及び WHO の事務局長が開催する。執行委員会は通常委員会の各会議の直前に開催される。

執行委員会は委員会に報告される。

第 V 規則 会議

委員会は、FAO 若しくは WHO いずれかの本部において、原則として毎年 1 回通

常会議を開催する。

委員会の加盟国は、代表団責任者代理及び代表団助言者を随行する事ができる 1 人の代表団責任者を派遣する。

委員会の会議は、委員会により別段の決定がなされない場合は、公に開催される。

委員会規則の修正を勧告し、現行の規則を修正若しくは追加することを目的とする定足数は、委員会の加盟国の過半数とする。その他のことを目的とする定足数は、その過半数が委員会加盟国の 20% 以上若しくは 25 加盟国以上を条件に、会議に出席している委員会加盟国の過半数とする。地域若しくは国家群から提案された規格案を修正又は採択する場合には、委員会の定足数は、関連する地域若しくは国家群の 3 分の 1 を含むこととする。

第 VI 規則 議題

(略)

第 VII 規則 投票及び手続き

(略)

第 VIII 規則 オブザーバー

委員会の加盟国でないが、委員会に特別の関心を有する FAO 又は WHO のすべての加盟国若しくは準加盟国は、FAO 若しくは WHO の事務局長にその旨の希望を通告する事により、委員会若しくはその下部組織にオブザーバーとして参加することができる。議論について覚書の提出及び参加は認められるが、投票はできない。

FAO 又は WHO の加盟国若しくは準加盟国ではないが、国際連合に加盟している国は、FAO 総会及び WHO 総会で採択された各国へのオブザーバー資格承認の関連規定に従う事を前提に、その希望により、委員会若しくはその下部組織にオブザーバーとして参加する事ができる。その会議に招聘される国家の資格は、FAO 総会が採択した関連規定によって決定される。

委員会のすべての加盟国はオブザーバーとして下部組織の会議に出席でき、議論について覚書の提出及び参加は認められるが、投票はできない。

規定に従い、FAO 若しくは WHO の事務局長は、政府間組織及び国際非政府組織を、委員会及びその下部組織の会議にオブザーバーとして出席するよう招聘できる。

国際組織の委員会作業への参加及び委員会とそのような国際機関との関係は、国際組織との関係における FAO 若しくは WHO の適用規則と同じく、FAO 若しくは WHO 憲章の関連規定によって決定される。この関係は必要に応じて FAO 若しくは WHO の事務局長が対処する。

第 IX 規則 記録及び報告書

(略)

第 X 規則 下部機関
(略)

第 X I 規則 規格の作成及び採択
(略)

第 X II 規則 予算及び支出
(略)

第 X III 規則 言語
(略)

第 X IV 規則 規則の修正と停止
(略)

第 X V 規則 発効
(略)

コーデックス部会及び特別部会のガイドライン Guidelines for Codex Committees and *Ad Hoc* Intergovernmental Task Forces (抄訳)

序文

コーデックス委員会は規格作成のために多くの部会及び特別部会を設置し、また特定の地域、国々のための作業の調整のために地域調整委員会を設置した。委員会の手続き規則は必要な変更を加えて、その下部組織に適用される。

コーデックス部会の構成

加盟資格

部会の加盟資格は、加盟を希望する旨を FAO 若しくは WHO 事務局長に通告した委員会の加盟国であるか、委員会から選定された特別加盟国である。地域調整委員会の加盟資格は、その地域、国々に属している委員会の加盟国である。

オブザーバー

委員会の加盟国若しくは委員会の加盟国でない FAO 又は WHO の加盟国若しくは準加盟国は、FAO 若しくは WHO の事務局長にその旨の希望を通告する事により、オブザーバーとして参加することができる。それらの国々は部会の議論に完全に参加する事ができ、他の加盟国と同様に覚書の提出を含めその見解を示す事ができるが、投票権や実質若しくは手続きに関する動議の提出権はない。FAO 若しくは WHO と公式な関係を持つ国際機関も、興味ある部会にオブザーバーとして出席するよう招待すべきである。

組織及び責務

議長

コーデックス委員会は、財政上及びすべての責任を負うことを了解している委員会の 1 加盟国を、部会の議長を指名する責任を負う国として指名する。その加盟国は自国籍の者の中からその部会の議長を指名する責任を負う。

事務局

コーデックス部会を割り当てられた加盟国は、事務局を含むすべての会議の世話を提供する責任を負う。

責務及び委託事項

コーデックス部会の責務は以下のものを含む。

- (a) 優先順位リストの策定
- (b) 討議すべき安全性と品質のタイプの考慮
- (c) 規格の対象となる製品の種類の考慮
- (d) コーデックス規格案の作成
- (e) 作業の進行状況の委員会への報告
- (f) 計画的、定期的な現行規格の再検討

会議

招聘状及び仮議題

コーデックス部会及び地域調整委員会の会議は、FAO 及び WHO の事務局長により、それぞれの部会の議長と協議した上で、開催される。招聘状と仮議題は、部会の議長と相談した上で、FAO/WHO 合同食品規格計画の責任者により準備され、両事務局長により加盟国等へ発送される。

作業組織

コーデックス部会及び調整委員会は各国、国家グループ又は部会の会議で代表を務める国際機関に、特定の業務を割り当てる事が出来る。

文書の準備作成及び配布

会議用の文書は、コーデックス部会の議長が、少なくとも 2 ヶ月前にコーデックス・コンタクト・ポイント等に送付しなければならない。

会議の運営

コーデックス部会及び調整委員会は、部会により別段の決定がなされない場合は、公に開催される。

コーデックス部会の議長は、特に Step 4 や 7 の時点における検討で、規格によって起こりうる可能性のある経済的影響に関連する意見など、すべての問題の議論が出来るよう保証しなければならない。また議長は、会議に出席していない加盟国の文書によるコメントが部会で考慮されることも保証しなければならない。

部会の決定に対して反対する代表団及びオブザーバーの代表団は、その決定が投票によるものであるとなかろうと、その旨要求する事により、部会の報告書にその立場を記録させる事ができる。

他の代表団構成員に許可を与えた場合以外は、加盟国、オブザーバー国又は国際組織の代表団責任者のみが、発言権を有する。

報告書

報告書の作成においては下記の点に留意する。

- (a) 決定事項を明確に記載する。経済的影響があるものについてはすべて記載しなければならない。
- (b) 部会の次回会合までに作業がある場合、何を誰がいつまでに作業するのかを明記しなければならない。
- (c) 他のコーデックス部会の対応が必要な場合、明記しなければならない。
- (d) 合意事項の要約と作業を報告書の最後に含めなければならない。

コーデックス規格の策定

(略)

コーデックス規格及び関連文書の作成に係る統一手続き Uniform Procedure for the Elaboration of Codex Standards and Related Texts の概要

Step 1

委員会が「作業優先順位の確立に係る基準」を考慮し、加盟国の過半数の提案により、世界規模のコーデックス規格の作成を決定する。

Step 2

事務局が規格素案の手配をする。内容によって、事務局は専門家会議や他の国際機関からの情報を配布する。

Step 3

経済的利益への影響を含めたすべての問題についてのコメントを募集するために、規格素案は各加盟国と関心のある国際機関に送付される。

Step 4

事務局は受け取ったコメントを担当部会に送付する。担当部会はこれらのコメントを考慮し、適宜規格素案を修正する。

Step 5

規格素案は、規格草案として採択されるために、事務局を通じて委員会又は執行委員会に提出される。加盟国から提出されるすべてのコメントを考慮した後、会議に出席している加盟国の過半数により、規格案として採択される。

Step 6

経済的利益への影響を含めたすべての問題についてのコメントを募集するために、規格案は各加盟国と関心のある国際機関に送付される。

Step 7

事務局は受け取ったコメントを担当部会に送付する。担当部会はこれらのコメントを考慮し、適宜規格素案を修正する。

Step 8

規格案は、コーデックス規格として採択されるために、事務局を通じて、加盟国及び関心のある国際機関からの修正に関する文書とともに、委員会に提出される。会議に出席している加盟国の過半数により、コーデックス規格として採択される。

作業優先順位の確立に係る基準 Criteria for the Establishment of Work Priority (仮訳)

ある部会がその委託事項の範囲内で、規格、実施規範又は関連文書の作成を提案する場合は、作業の中期計画において委員会が確立した優先順位、委員会によって最近施行されている具体的な当該戦略計画、そして適当な期限内に完遂できる見通しを、まず考慮すべきである。

提案が部会の委託事項の範囲外の場合、その提案は部会の委託事項の修正要求とともに、委員会へ報告されなければならない。

基準

一般問題部会へ適用する基準

- (a) 健康及び欺瞞的行為の見地からの消費者保護
- (b) 多様な国内法及びその結果起こる若しくは起こり得る国際貿易障害
- (c) 様々な作業区分間での作業範囲及び優先順位の確立
- (d) その分野で既に他の国際機関で実施されている作業

個別食品部会へ適用する基準

- (a) 健康及び欺瞞的行為の見地からの消費者保護
- (b) 各国での生産量及び消費量並びに各国間貿易の量及び傾向
- (c) 多様な国内法及びその結果起こる若しくは起こり得る国際貿易障害
- (d) 国際的又は地域的市場の将来性
- (e) 食品規格化への適合性
- (f) 現行及び提案された一般規格によるおもな消費者保護及び貿易問題の対象
- (g) 未加工、半加工、加工のいずれかを示す別個の規格を必要とする商品の数
- (h) その分野で既に他の国際機関で実施されている作業